

＜付属書 2＞

聞き取り調査の結果

目次

1. 調査内容について	1
(1) 所得拡大税制	1
(2) 事業承継税制	1
(3) 国際課税	1
(4) 納税環境整備	1
2. 調査結果	3
(1) 所得拡大税制	3
(2) 事業承継税制	4
(3) 国際課税	5
(4) 納税環境整備	7

1. 調査内容について

(1) 所得拡大税制

2018 年度税制改正で、所得拡大税制の改組が行われた。適用要件充足時の税額控除の割合が大幅に引き上げられた一方で、適用要件については従前のものよりも厳しい方向に見直された。

そこで、本税制の 2018 年度税制改正に対する評価や、今後の見直しの方向性について聞き取り調査を行った。

(2) 事業承継税制

2018 年度税制改正で、事業承継税制の大幅な見直しが行われた。具体的には、全株式が猶予の対象（現行は全株式の 3 分の 2 が猶予対象）となり、相続・贈与時の猶予割合が 80%から 100%へと引き上げられた。また、承継後の雇用要件についても弾力化が図られ、実質的には撤廃の方向へ見直されるなど、当会がこれまでに要望してきた方向へと改正された。

一方で、本税制にはまだまだ改善の余地があるとの声も聞かれた。

そこで、中小企業のサポートに関わる企業へ、本税制の 2018 年度税制改正に対する評価や、更なる改善の方向性について聞き取り調査を行った。

(3) 国際課税

多国籍企業等による国を跨いだ過度な節税行為に対する関心が高まる中、OECD は 2015 年 10 月に BEPS 対策に関する最終報告書を公表した。

わが国では、近年の税制改正において、BEPS 対応に関する改正、外国子会社合算税制の改正など相次いで改正が成されており、詳細なルール構築等に向けた検討が進んでいる。

また、グループ企業間の移転価格に関する情報の税務当局への提出等、わが国企業にも様々な影響が及ぶとみられる。さらに企業活動のグローバル化が進む中、進出先の税務当局との課税トラブル等も増加している模様である。

そこで、国際的にビジネスを展開する会員企業へ、国際課税や BEPS 対応に関する課題等について聞き取り調査を行った。

(4) 納税環境整備

企業の納税に係る事務負担は、各種帳票の収集から申告まで、膨大なものとなっている。本会の会員企業へのアンケート調査や、聞き取り調査でも、税務負担の軽減を求める声は毎年多く聞かれる。

また、2018 年度税制改正では、資本金 1 億円以上の大法人について電子申告が義務化されることとなったが、現行の電子申告・納税システム（e-Tax、eLTAX）に対して改善を求める声も多く聞かれた。

全国的な人手不足や、少子高齢化により労働人口の更なる減少が見込まれる中で、わが国企業の「生産性向上」や「働き方改革の推進」といった観点からも、税務負担の軽減は非常に重要なテーマであると認識している。

そこで、税務についての実務担当者を中心に、現行の電子申告・納税システムへの意見や負担の大きい事務の具体例等について聞き取り調査を行った。

2. 調査結果

(1) 所得拡大税制

所得拡大税制についての聞き取り調査では、2018 年度税制改正後の適用要件が厳しいとの意見が一番多く聞かれた。また、申請に係る準備等の事務負担が非常に大きいとの意見も多かった。

【2018 年度税制改正に対する評価について】

- ・ 2018 年度改正により、今まで本税制の適用を受けていたが、適用要件から外れてしまい利用できなくなったという企業が複数ある。
- ・ 設備投資額 $\geq$ 減価償却費の 9 割という要件は厳しすぎる。
- ・ 上乗せ措置の要件である「教育訓練費」の定義がよくわからないため、早期に公表して欲しい。
- ・ 賃上げ 3 % のハードルは高く、何年も継続して適用をうけることは難しい。
- ・ 賃上げの要件が厳しいため、本税制が企業の賃上げに対するインセンティブにはならない。
- ・ 連結納税を行っていると、連結納税を行う企業全体で要件を充たす必要があるため、その証拠となる資料集めや計算など、申請準備に係る負荷が非常に重い。

【今後の見直しの方向性について】

- ・ 改正後の制度のように、賃上げ率 3 % を達成したか否かで適用の可否を判断するのではなく、一定の賃上げをした企業はある程度報われるような制度設計を行って欲しい（賃上げ 1 % 達成 $\Rightarrow$ 税額控除〇%、賃上げ 2 % $\Rightarrow$ 税額控除〇%のように段階的に税額控除を認める等）。
- ・ 賃上げ 3 % を達成したか否かでの判断ではなく、少しでも賃上げが行われた場合は何らかのメリットが欲しい。
- ・ 上乗せ措置の要件である教育訓練費について、申請のために前々期まで遡って実績を拾うことは事務負担が大きい。せめて前期までにして欲しい。
- ・ よりシンプルな制度設計となることを望む。

（２）事業承継税制

事業承継税制についての聞き取り調査では、2018 年度税制改正については一定の評価ができるとしながらも、まだ改善の余地があるという意見が多く聞かれた。

【2018 年度税制改正に対する評価について】

- ・ 改正前の税制はほとんど使えない制度であったが、改正により事業承継を行う際のツールの 1 つとして検討できる程度にはなった。
- ・ 本税制はあくまで納税の「猶予」制度であり、今回の改正内容も 10 年間の時限措置である。中小企業が 2 代、3 代と承継していくにあたっては、現行制度上では、先の見通しが立てづらいことが一番のリスクであり問題点と考える。

【更なる改善の方向性について】

- ・ 申請手続きの弾力化が図られると良い。具体例としては、以下のようなことを希望する。
 - 本税制適用後、毎年提出する必要がある「継続届出書」「年次報告書」の提出時期が少しでも遅れた場合、納税猶予が即座に適用されなくなる点の緩和
 - 「継続届出書」「年次報告書」の提出時期の事前アナウンスの徹底
 - 資産保有型の会社にあてはまるか否かの判別のため、従業員 5 名未満の企業の書類作成負担が重くなる点の緩和 等
- ・ 今回の時限措置について、恒久化されることを期待する。

（３）国際課税

国際課税についての聞き取り調査では、専門性が非常に高いことや、用意する資料が多岐にわたること、加えて、わが国だけでなく諸外国の税制改正の影響も受けること等から、企業の負担は非常に大きく、対応に苦慮している実態がある。

また、C F C 税制については、昨年の米国税制改正による連邦法人税率の引き下げが、今後の企業の実務体制に大きな影響を与える可能性があるかと危惧されている。

【外国子会社合算税制（C F C 税制）について】

- ・ 米国税制改正による連邦法人税率引き下げにより、一部の米国子会社が合算課税の対象となった。
- ・ 米国での事業はL L Cの形態をとる事業体が多いが、その統括会社として設立する Corporation がペーパーカンパニーに該当する。そもそも、L L Cは法人として課税されない仕組みとなっているが、C F C 税制上の取り扱いが不明瞭であり、今後の対応が危惧されるところである。
- ・ わが国の法人実効税率が約 30%であるにもかかわらず、C F C 税制上の外国子会社の適用免除基準が 30%以上とされているのは如何なものか。
- ・ C F C 税制本来の目的は、軽税率国への租税回避のための海外子会社設立抑制であるはずだが、そもそも米国や英国へ租税回避目的で子会社を設立することは考えられず、これらの国について合算課税の判定をせねばならないことに疑問を感じる。
- ・ C F C 税制本来の目的に立ち返り、ブラックリストやホワイトリストの導入を検討して欲しい。
- ・ 現行の制度は、子会社を有する国で税制改正（特に法人税率の引き下げ）がある都度、企業が対応せねばならないことが増えている。企業のコストだけが嵩み正直者が苦しむような制度となっている。
- ・ C F C 税制の合算対象外とする、受取配当に係る持分割合の要件について、現在は化石燃料事業のみ持分割合 10%以上という低い割合が認められている（通常は 25%以上）。多額の投資が必要であることやわが国の資源確保の重要性等の観点から、化石燃料事業と同様の性質を持つ鉱物資源事業についても、対象事業に追加して欲しい。

【移転価格税制について】

- ・ ローカルファイルは、本当に全ての拠点について作成せねばならないのかという点が疑問である。必要かどうか分からない、調査に来てあまり参考にしないものを、企業にコストをかけさせて作成を求めることには納得できない。

- ・ 作成・提出義務のある資料について、ここまではやらなくて良い、これらは作成不要など、一定の線引きが欲しい。
- ・ 持ち分比率が 50 : 50 の海外出資先は、会計上持分法が適用されており、実質コントロールすることが難しいが、移転価格上税制上の対象とされている。そこで、本税制の国外関連者の基準とされている、持ち分比率 50%以上の基準を見直してほしい。
- ・ 国別報告書は機微情報を多く含んでいるため、外部へ流出した場合のリスクが非常に高い。租税条約を結んでいる国であれば、わが国当局が該当国の当局へ提出するため流出する危険性は少ないが、それ以外の国では事業会社が直接該当国の当局へと提出せねばならず、流出リスクが高くなることから機密保持の観点で懸念される。

【国際課税を巡る現地当局とのトラブルについて】

- ・ 新興国（中国、インド、インドネシア、メキシコなど）を中心に理不尽な課税が多く、訴訟や二国間での協議を行っている事例が多数ある。
- ・ 刑事罰をちらつかせてくる国があり、そうなると従うしかなく困っている。
- ・ 理不尽な課税は、未然に防ぐことが大前提であるため、当局同士でしっかりと対応していただきたい。
- ・ 新興国は納税者の負担をあまり考えず、企業側に押し付けるだけ押し付けてくるため、特に対応を望む。

（４）納税環境整備

納税環境整備についての聞き取り調査では、現行の電子申告システムの改善を求める意見が非常に多く聞かれた。

また、負担の大きい事務の具体例についても多くの意見があり、税制の詳細の毎年の変更や複雑化による事務負担の削減が企業の大きな課題となっている実態がある。

【現行の電子申告・納税システムへの意見】

- ・ 1回で送信できる容量が決まっているため、一度の申告で完結するように改善して欲しい。
- ・ 送信作業をよりシンプルにして欲しい（スマホでの申告等）。
- ・ e-Tax は、一部電子申告ができないものがあるため改善を望む。
- ・ 電子化促進のため環境整備を進めているという話を聞いており、その通り進めていただきたい。
- ・ 電子ファイルの形式は税務当局側にとって便利な様式であるが、納税者の立場に立ったものとはなっていない。
- ・ 近年の電子申告に係る諸変更は、行政事務の簡素化・効率化という面が強く感じられるため、利用者目線での改善を望む。
- ・ 申告書類の大半は添付書類であるが、それらを全てデータ化して提出することは負担が大きすぎる。
- ・ 電子申告を行う準備として、外部のシステムを社内に入れるとなると、不具合の確認等を事前にせねばならず、莫大なコストが掛かるため、導入するメリットがない。

【負担の大きい事務に対する意見】

- ・ 申告期限について、現行では消費税と法人税の申告時期が異なる（消費税の申告時期が法人税より早い）。消費税と法人税の関係は密であり、法人税の申告後に消費税について修正申告を行うケースが良くあるため、消費税と法人税の申告時期を統一して欲しい。
- ・ 地方税の計算方法がややこしすぎる。均等割における従業員の判定ひとつをとっても、非常に複雑であり負担は大きいため、簡素化されることを望む。

以 上